

震度５弱以上の地震が発生した場合

消防署

地震関係情報について、各特定事業所に伝達します。



特定事業所

緊急施設点検及び緊急予防措置を行い、様式１を作成し、管轄消防署へ送付します。



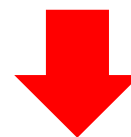
消防署

特定事業所から伝達された様式１を取りまとめた報告書を消防局及び九号地共同防災組織へ送付します。



消防局

消防局は消防署からの情報を取りまとめ愛知県へ報告します。



愛知県